

西予市立病院などの指定管理者制度導入

森賀 俊二（自治労連愛媛県本部）

はじめに

愛媛県西予市は、市立である「西予市民病院」「野村病院」「つくし苑（介護施設）」の指定管理者制度導入について、2024年6月市議会に、「2病院・1施設の指定管理者を『（公益社団法人）地域医療振興協会』とする」議案を上程しましたが、同議案は、特別委員会で反対9、賛成7で否決、本会議でも反対9、賛成8で否決されました。ところが、市長は、翌月、7月臨時議会（7/22）を招集し、全く同じ議案を上程し、反対8、賛成9で可決させました。

事情変更等の理由もないのに同じ提案を繰り返すことについては、議会、ひいては住民を軽視するものという批判は免れません。

この「ルールを無視した強引な決定」以外にも「西予市職員全体の半数にも及ぶ分限免職」、「受託先である地域医療振興協会言いなりの委託契約」など通常の自治体なら起こりえないことが、進められようとしています。

本稿では、このような通常なら起こりえないことの背景を明らかにし、地域医療における市町村、県、国の責務を追求したいと思います。

1 突然の民間委託発表

西予市は、2023年2月突然、市立の2病院・1介護施設に、「公益社団法人 地域医療振興協会」を受託先とする指定管理者制度（民間委託）を導入することを発表しました。同時に医師、看護師、技師等、医療スタッフ全員の分限免職も発表しました。

その理由について、①病院の赤字が拡大してお

り、これ以上の一般会計からの繰り入れが困難になる。②県、愛媛大学、岡山大学の支援による医師・看護師の確保が困難になっている。③二次救急を西予市民病院に集約する。と説明しました。

西予市には「西予市民病院」と「野村病院」があります。介護施設「つくし苑」は、野村病院と併設されています。合併前からそれぞれの自治体立の病院・施設でした。野村病院は旧野村町、旧城川町など広いエリアをカバーしていました。2つの病院とも、この地域にとっては欠かせない病院です。

タイムスケジュールも性急で、市民や職員に説明する時間も設けず、2023年度内に指定管理者を決定し、2024年度1年かけて移行準備、2025年度から新しい経営者の元、スタートするという計画です。

この闘いの経過について時系列で記載します。

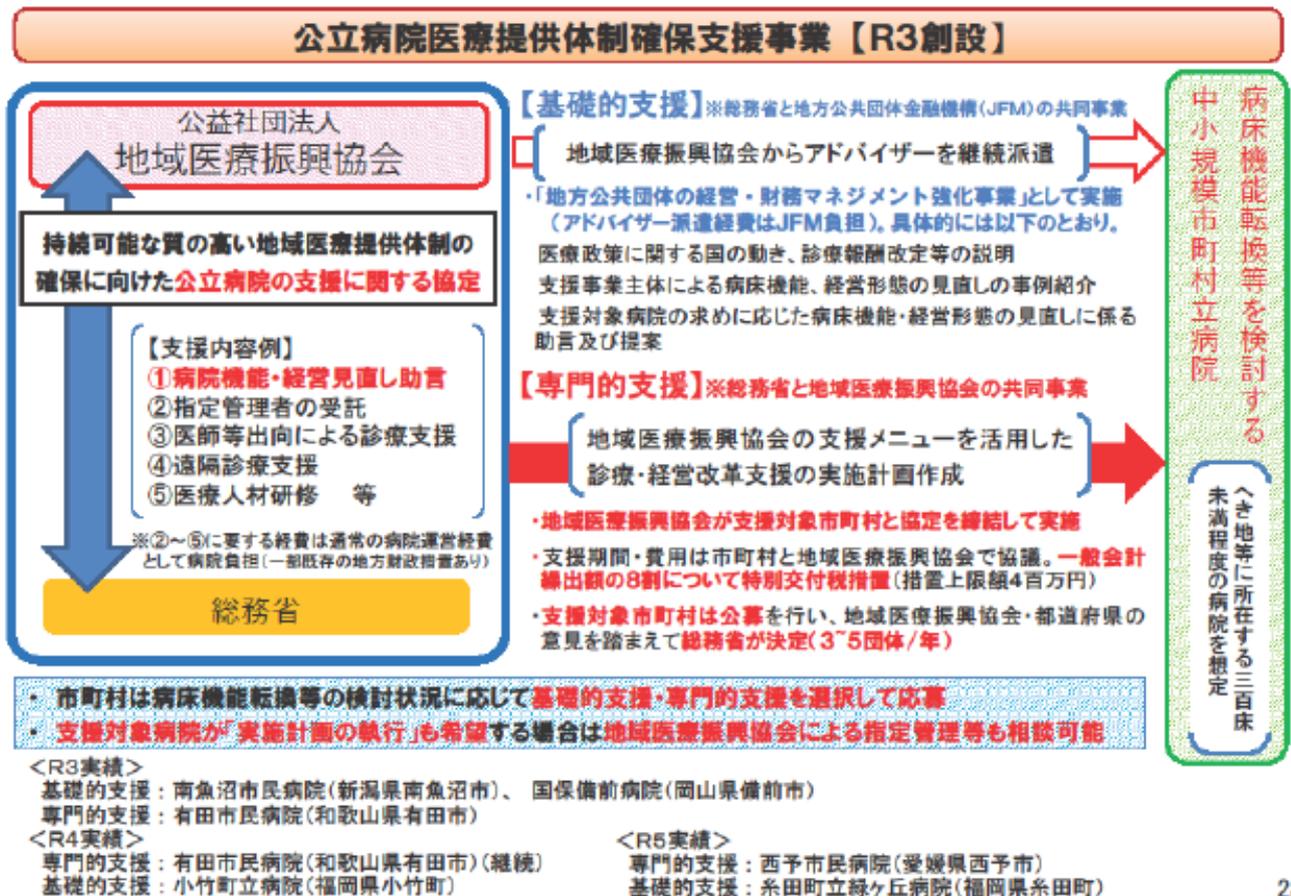
- 2023年2月 市が2病院1介護施設の指定管理者制度導入方針を発表（「公立病院医療提供体制確保支援事業」を申請）
- 3月 住民説明会を開催
- 4月 「西予市立病院などを守る会」設立 反対署名に取り組む
- 6月 同事業の認可
- 8月 地域医療講演会「いっしょに考えよう西予の医療の在り方」（講師：伊関友伸 氏）開催
- 12月 地域医療振興協会による病院再編成計画を発表
- 2024年1月 住民ビラ第1号配布（再編成計画の中身を説明）

- 2月 住民説明会開催
- 3月 自治労連四国ブロック協議会で総務省要請行動
- 3月 市議会（3月定例）で、指定管理者制度導入を可決（反対8 賛成9）直後、野村病院の無床診療所化を発表
- 3月 住民ビラ第2号配布（議決状況と問題点を説明）
- 4月 市長、市議会議員選挙 住民ビラ第3号（病院に関する公開質問状の結果を掲載）
指定管理者制度導入に反対する議員が18人中10人に増える
- 5月 地域医療学習講演会その1（講師：大松美樹雄氏）開催
- 6月 市議会（6月定例）で「地域医療振興協会を指定管理者とする」議案を否決（反対9 賛成8）

- 6月 住民ビラ第4号配布（導入の危険性と今後の病院の在り方について説明）
- 7月 地域医療学習講演会その2（講師：大松美樹雄氏）開催
- 7月 臨時議会を開催し、同議案を可決（反対8 賛成9）
- 9月 「西予市立病院などを守る会」が住民監査請求書提出（事務監査請求）
- 10月 愛媛県に対し「西予市の地域医療と医療・介護労働者の雇用を守る要請書」（愛媛労連、愛媛県医労連、自治労連愛媛県本部の連名）を提出

2 公立病院を取り巻く状況

問題の発端は、総務省が2023年度末までに全国の公立病院に対して提出を義務付けた「公立病院経営強化プラン」です。特に注意すべきは、そのガイドラインの中の経営形態の見直し論です。



（出所）総務省自治財政局準公営企業室「公立病院等に対する地方財政措置について」（令和3年12月6日）より

明らかに民営化への、独立行政法人か指定管理者制度導入への誘導となっています。

この一連の中で、総務省が新しくつくった「公立病院医療提供体制確保支援事業」に飛びついたので西予市です。そこで「地域医療振興協会」に支援を求めることになります。問題は総務省とこの地域医療振興協会が結びついていることです。しかも事実上、指定管理者受託がセットになって誘導されているように見えます。

(出所) 総務省の資料より

3 守る会の結成

2023年4月18日、「西予市立病院などを守る会」(以下「守る会」)の設立総会が、西予市にある愛媛県歴史文化博物館で開催されました。西予市の2病院1施設を早ければ2025年度から指定管理者制度を導入することに対して、検討中止を求める目的で住民有志らが立ち上げ、約100人が参加しました。

総会では、「西予市は指定管理に向けた国の支援制度を2月に既に申請済みで、住民への説明は申請後の事後報告だった。説明会では住民から多くの疑問や反対の意見が出たにもかかわらず、民営化を推し進める説明に終始していて民主的とは言えない」などの説明があり、さらに「住民の財産でもある公立病院などに対して、私たちが求めるものは民営化ではなく医療の安定的なサービス提供と医療体制の拡充だ」として署名活動の提起がありました。

参加者からは、「西予市に移住してきて子どもを授かったが西予市内の公立病院に産科・婦人科が無く八幡浜市まで大変な思いをして受診に行った。産科・婦人科が近くにあればもっと若者が増える町になると思うので、民営化よりも診療科を増やす努力を市はしてほしい」といった意見や「西予市に在住しながら西予市内の病院に通わず市立宇和島などに通院している人が少なからずいる。地域住民としてもっと地域の医療機関を利用すべきだと思っているが、利用しない理由があると思っている。まずはその問題を解決させて利用者を増やして収益改善させることこそ大事ではないか」などの意見が出されました。

また連帯あいさつでは西予市職労医療介護支部から「職員としても突然の民営化方針の発表に驚きと戸惑いがある。西日本豪雨災害時やコロナ禍での大変な時期をようやく乗り越えられそうな矢先の話で、退職を検討する者も出てきているが、地域住民からの病院を守りたい熱い思いも聞けたので、利用者のためにも民営化阻止に向けてがんばりたい」と発言がありました。

6月13日、「守る会」は2カ月間集め、5月末集約の署名用紙5,331筆(うち市内分4,533筆)を提出しました(以降集まっている署名は8,000筆を超える)。市長、議長は受け取らず、医療介護部長が受け取りました。「守る会」は主な質問や要望をまとめた「申し入れ書」を作り、医療介護部長と医療対策室長に説明・懇談を行い、正式な回答を求めました。

4 伊関講演

8月20日、「守る会」主催で、地域医療講演会「いっしょに考えよう西予の医療 市立病院介護施設のあり方」が、約130人の参加で開催されました。伊関友伸先生(城西大学教授)が講演し、公平に客観的データを示して、西予市での指定管理者制度導入がいかに関係ある選択かを明らかにしました。以下は講演の要旨です。

■地域存続へ医療介護人材の確保が必要…伊関先生は総務省の「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会委員」なども歴任された経験も踏まえて、はじめに「今後日本が少子高齢社会となる」ことを説明し、それに伴い地域存続のために絶対必要なことは「医療介護人材を



地域医療講演会 8月20日「守る会」主催

いかに集めるか」だと強調。

■少子高齢社会と医療人材不足…「少子化で子どもの絶対数が不足し医療を支える人材自体が今後不足してくる」と指摘され、「医師不足・偏在だけでなく看護師不足が一層深刻化し、看護師不足で運営できなくなる病院が出てきつつある」ことや「2040年以降の自治体は深刻な医療福祉人材不足に直面し、医療介護施設がなくなれば、ケアを受けられない・子育て世代が医療を受けられない・雇用の受け入れ先がなく、自治体外への人口流出につながる」と指摘。

■自治体病院と地域を守る医療体制確保…地方の医療福祉分野の雇用の重要性では「少子高齢時代の地方で病院・福祉施設は将来を見込める産業、産業振興の観点でも考えるべき。人件費を抑えるだけの経営では医療と地域の衰退を招く危険性が高い」と指摘。「総務省は現在自治体病院を支える姿勢を明確にし、自治体病院はコロナ禍対応で評価を高め、医療提供体制確保に自治体病院は必要との見地にある」「自治体病院は機能分化・連携強化を行い、バランスよく配置し、地域医療の主体で面として支える『砦』として地域全体を守ることにとりくむべきだ」と話しました。

■地方交付税と医療福祉分野の雇用…地方交付税制度について話され、「自治体病院は独立採算が原則だが、総務省も『必要であれば一般会計の繰入金を入れることは必要』としている」と話し、「総務省も自治体病院への特別交付税拡大の方針で、中核的公立病院への財政措置の創設、2021年度不採算地区病院への特別交付税の基準額30%と大幅増額した」など紹介。産業としての自治体病院を考える点では「地方の自治体病院の支出の約6～7割が人件費、300人を超える地域の重要な雇用先で、地域に落ちるお金、納税額も相当額に及ぶことは理解すべきで、だからこそ持続可能とするために知恵とお金を使って存続させることが重要だ」と話しました。

■西予市立病院の評価…また西予市立2病院の評価として、「西予市民病院の経営は医師

不足が伺われ、やや厳しいが、総合診療をされ良い先生がいて、良い病院。経営改善策もたくさんある。野村病院は山間地にあるが比較的安定している。両病院とも地域の病院として医療スタッフも少ない中、相当の激務であることが伺え、かなり厳しい中で健闘されている」と話し、「比較的安定した経営ができており、西予市の持ち出し分は多くない」との評価でした。

■自分たちの首を絞める指定管理者制度導入ではないか…最後に、情勢をふまえた指定管理者制度について触れ、「問題は職員全員分限免職（解雇）しない限り、自治体に残りたい職員を雇用しなければならない、分限免職されれば地域に残らない点がある」と他の病院での指定管理者制度の事例で役所への職種変更や退職した事例などを紹介し、「これは病院会計上に表れない損失（退職金増・一般職への職種変更による余剰人員経費・職員退職などで病院の収益減など）で、職員の人生設計への配慮もない」と指摘。「職員はコマではなく、それぞれ人生設計と働くことへの誇りがあり、職員の多くが西予市民。配慮を怠れば貴重な人材が西予市を去る可能性があり、今後医療人材不足が一層深刻化する予測のもとで必要数の雇用確保は簡単ではない。それでも指定管理者制度でいいのか」「データで示したが、若手で力のある人、残ってほしい人ほど退職していく、この人材不足時代に人を大事にしない政策決定で大丈夫なのか。自分たちの救急が破壊される、入院できなくなる、安心して亡くなれる場所がなくなる。その覚悟が市役所にあるならやっただい」「看護師は争奪戦で他病院から既に声がかかっていると聞く。地域医療振興協会は医師の派遣能力はあるが看護師などの医療・介護職員の派遣能力はあるとは限らない」「大量の分限免職者の発生はとてもしリスクある選択」と話し、「コンサル導入やすべてをやり尽くしたか、情報は正しく提供されているのか問うべき」と訴えました。

■改善への対案…指定管理者制度導入への対

案として「地方公営企業法全部適用を導入し、病院事業管理者を置き現在の病院長を管理者に。若手医師を院長に抜擢し若いリーダーで難局を乗り切り、明日に希望の持てる病院とすべき」などの方策も提案し「西予市にとって指定管理者制度導入という破滅的な選択は適当でないと思う」と指摘しました。

5 地域医療振興協会の病院再編成計画

2023年12月には、「地域医療振興協会」から2病院・1施設の「再編成計画」の中間報告が提出されました。そこには、「野村病院」の大幅な縮小（診療所に移行など）が盛り込まれています。明らかに地域住民にとってよりよい病院・施設ではなく、「地域医療振興協会」の経営が優先されています。

下の表は、それぞれの利用状況を表しています。

2病院・1施設の利用状況			
	外来患者数 (R4年度)	入院患者数 (R4年度)	救急搬送数 (R4年度)
西予市民病院	43,582人 (1日181.6人)	24,133人 (1日66.1人)	677人
野村病院	38,411人 (1日160.0人)	15,506人 (1日42.5人)	506人
	通所実績 (R4年度)	入所実績 (R4年度)	
つくし苑	21.97人 (1日あたり)	82.3人 (1日あたり)	

(出所) 西予市職労医療介護支部が病院への聞き取りをもとに作成

この再編成計画が進められると、以下の問題が想定されます。それらをまとめて、住民ビラ（第1号）を作成し、西予市全戸配布を行いました。

① 野村病院が縮小すると、市内・山間部で医療過疎が一段と進む！

「再編成計画」では、野村病院を、「30床の地域包括ケア病棟」か「無床診療所」にするとされています。もし、野村病院が診療所になると、現在の入院患者はどうなるのでしょうか。万一、病院が無くなれば、若い人がますます住みづらくなって去ったり、帰ってこなくなったりして、地域の衰退が加速します。

② コロナ禍で患者を受け入れ、命の支えに。災害時の医療も心配！

コロナ禍では、公立病院が重要な役割を發揮してきました。また、大地震と津波、気候危機による集中豪雨災害などが、発生することが想定されますが、こうした場合に、市が運営する医療機関を持っていることは、心強いはずですが、大切な「地域医療」を、他自治体や民間頼みでいいのでしょうか。民間に丸投げするのは、過疎地域の医療・介護に対する市の責任放棄です。

さらに、受託した「地域医療振興協会」が経営難の場合、最悪、撤退も起こりえます。自治体が責任をもって、地元の医療機関との連携で、地域医療を守る施策が必要です。

③ 市の財政負担は、決して減らない！

受託先の「地域医療振興協会」が出した市立病院等の「再編成計画」（中間報告）には、「民間委託に伴う医師や職員の給与減額分は西予市が補填せよ」など、西予市の財政改善には、全くつながらないような提案ばかりが書かれています。また、すでに「地域医療振興協会」を指定管理者にした自治体では、多額の指定管理料（委託料）を支払うことになっています。

市は、当初、この計画の説明と「指定管理者制度導入の条例改正」を、12月議会で予定していましたが、あまりの提案内容に行うことができず、議会終了後に説明会（議員と職員）のみを開催しました。

④ 西予市は未来を考えた行政を！

「守る会」が実施した「アンケート調査」には、「必要性の薄い大規模な箱ものや公園・道路を次々と建設しながら、財政困難と叫んでいる西予市が許せない」との声が多くあがっています。本当に必要な行政は、住民のいのちとくらしを守る、「医療」「福祉」の充実ではないでしょうか。

6 総務省要請

2024年3月7日、自治労連四国ブロックは総務省要請を行い、四国ブロックから20人（高知7人、徳島1人、香川2人、愛媛10人）と、総務省自治行政局から3人が参加しました。毎年実施しているこの行動で、「公立病院医療提供体制確保支援事業」の見直しを要請しました。要請内容とやり取りは以下のとおりです〔文責：自治労

連四国ブロック〕。

.....
1. 公立病院医療提供体制確保支援事業について
見解を伺いたい。

(1) 愛媛県西予市は、この事業に2023年3月応募し、同6月、認定を受けた。西予市は、当初から、この事業の受託先である「地域医療振興協会」を、西予市民病院、野村病院、つくし苑（介護施設）の指定管理者とする方針を表明しており、多くの市民や病院等職員の不安を招いている。本事業は、「地域医療振興協会」1者のみが、総務省と協定を結び、「病院機能・経営見直し助言」と「指定管理者の受託」を行なうことができるようになってきている。受託者の都合のみ優先されることがないように、総務省として、その支援内容が適切かどうかチェックする必要があると思われるが、考えをお聞かせねがいたい。

.....
〔総務省〕中小規模の自治体では公立病院の経営改善が進んでおらず、何らかの支援が必要と化した制度。あくまでも協会の知見を持って将来の運営を助言するもので、地域医療振興協会への指定管理がセットになったものではない。助言の1つとして指定管理がある。専門的支援として、診療・経営改革支援の実施計画作成があるが、支援対象病院が「実施計画の執行」も希望し、地域医療振興協会に指定管理をお願いしたいとなれば、自治体と協会との話し合いになってくる。

〔愛媛〕西予市では今回、地域医療振興協会への指定管理が実現できなければ二度と受けてくれるところはないという説明がなされているが、どうか？



2024年3月7日 総務省要請

〔総務省〕地域医療振興協会が指定管理を受けた場合のシミュレーションを西予市から求められたので作成したという話を聞いている。

〔愛媛〕「地域医療振興協会による再編成計画（中間）」を見ると、実態は、経営のアドバイスが、「黒字化して地域医療振興協会が受託」することを前提としたものになっている。総務省は、この事業を説明している「公立病院経営強化に係る地方財政措置について」の中でも、「経営状況の厳しい地域に所在する公立病院への財政措置の拡充」を打ち出している。本当に必要なアドバイスは、これら財政措置も活用し、地域医療を継続していく計画ではないのか。

〔総務省〕繰り返しになるが、「指定管理者制度導入の判断」は、あくまで西予市になっている。今後の人口減少や医療スタッフ確保の困難性などを考慮したうえで、将来を見越した「西予市における医療の計画」が必要だと考える。

.....
(2) 病院等の職員に対しては、「医療・介護関係職員の分限免職」「受け入れ先の地域医療振興協会の労働条件」が示され、現行の労働条件との乖離が大きく、当該労働組合は受け入れられないとしている。「公立病院経営強化ガイドライン」では、「経営形態の見直し」の手法として「指定管理者制度の導入」が示されているが、注意点として「医師・看護師等の理解を得ながら進めること等が求められる」の一文が明記されており、現在、このガイドラインの注意点を無視し、強引に「分限免職」を進められようとしている。大きな問題と思われるが、考えをお聞かせねがいたい。

.....
〔総務省〕病院はスタッフで持っている。持続可能な運営のためにも、指定管理者制度導入後も働き続けられる環境が必要。指定管理者制度を選択するかは自治体。きちんと注意点を踏まえて、各団体に話し合ってもらいたい。

7 2024年3月議会

西予市議会は、令和6年3月定例会議で「2病院と1施設の管理運営を指定管理者に行わせることが可能となる条例案」を賛成9・反対8の1票

差で可決しました。西予市議会でのこのような僅差は珍しく、説明会での住民の悲痛な声にまともな回答もせずに進められる市の強引なやり方への、議員の疑問が表れたものといえるでしょう。さらに、この議決の直後、市長は、「野村病院を無床診療所にする」方針を発表しました。住民説明会で出された「野村病院は30床の病棟（A案）」の説明にさえ反する、抜き打ち的なものでした。「病床を残すと約束したから賛成した。」と怒りに震える議員もいました。

○市議会調査特別委員会の報告も無視

3月議会初日、市議会議員16名による「調査特別委員会」は、これまでの経過と今後の方向性を報告し、次のような留意点を挙げていました。

- ①指定管理者制度導入の根拠を示したうえで、制度導入の効果について明確な説明を進めること。
- ②再編後の野村病院にできる限り病床数を確保し、地域の福祉施設への協力を努めること。
- ③指定管理者制度導入後の職員の処遇などについて、最大限の努力を行い、理解を深めていくこと。
- ④高齢者等交通弱者に対する移動手段の確保の検討を行い、地域医療を維持する対策に取り組むこと。

西予市は、これらの留意点になんの対策も示さなのまま、今回の条例案を議会に提出したわけです。

西予市議会は、この不誠実な市の姿勢に、もっと毅然とした態度で向かうべきではないでしょうか。

○このままでは西予市の医療は崩壊する

また「野村病院の無床化」は、住民説明会で出された「野村病院は30床の病棟（A案）」の説明にさえ反する、抜き打ち的なものでした。

近隣の大きな病院から退院し療養するための病床が無くなると、西予市には「医療難民」があふれることになります。

入院機能と2次救急体制を西予市民病院に集中するとしていますが、「3施設の職員アンケート」では、170人もの職員が、「このまま指定管理者制度導入が進められるなら退職を考えている」と

の回答を寄せており、このままでは西予市民病院の運営さえも困難が予想されます。「医療人材確保のため」として始められた市長たちの民間委託の試みが、西予市の医療と福祉を崩壊させようとしているのです。

8 4月市議会議員選挙

2024年4月28日投開票の西予市議選（定数18）では、事前に地元の愛媛新聞が「市立病院への指定管理者制度導入について告示前アンケート」を実施しました。アンケートには、候補者全員が回答し、当選者のうち10人が反対で、賛成は8人でした。また、上位6人が反対で、反対議員の得票数合計は、全得票数の57%を超えました。指定管理に疑問を持ち、もっとじっくりと考えてほしいという民意の表れでしょう。

9 大松講演

この時点でやっと、西予市が計画している2病院1施設の指定管理（地域医療振興協会への全面委託）について、実態が明らかになってきました。その条件は、これまでの各地の指定管理と比較しても、西予市にとって極めて不利で危険なものになっています。5月17日、「守る会」が行った学習講演会において、病院経営の専門家である講師から指摘された、西予市における市立病院などの指定管理の危険性について、その主な事柄をご紹介します。

①契約年数がわずか10年

市民にとって病院は100年単位で大切な宝物です。10年契約では、その期間、儲けるだけ儲けて、その後放り出すことも可能です。全国の例を見ても、20年は当たり前で、10年は極めて短い期間です。

②指定管理料が毎年4億8千万円

一部、示された案では、毎年、地域医療振興協会に4億8千万円を指定管理料として支払うことになっています。この金額は、令和5年度の市から2病院への実質的な繰出し額、3億7千8百万円より多い額なのです。さらに人件費の現給保障分（5年間）や高額医療機器購入、建物・付属設備の補修などの負担が必要になります。しかも、

これらの負担は、「野村病院が無床診療所になる」という大幅な住民サービス低下と抱き合わせの負担なのです。

■他市の公立病院（指定管理）との条件比較

	西予市立病院など	有田市民病院	和泉市立総合医療センター
自治体名	愛媛県西予市	和歌山県有田市	大阪府和泉市
人口	34,146人	25,522人	182,630人
指定管理者	地域医療振興協会（予定）	地域医療振興協会	医療法人・徳洲会
契約年数	10年	20年	20年
指定管理料	4億8千万円	2億5千万円	約2億4千万円 ^①
高額医療機器購入負担 ^②	すべて自治体が負担	100万円以上は自治体が負担	1千万円以上は自治体が負担

① 年度ごとに変動する。協定書、決算書から推測した金額。

② 医療機器類の購入の際の自治体の費用負担分。建物補修関係の費用負担と併せて、指定管理決定前に確認することが極めて重要。

「地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会」の資料等に基づいて「西予市立病院などを守る会」が作成

西予市は、きちんとした協定（案）（契約書）を示さないまま、6月議会に「地域医療振興協会を指定管理者とする」議案を上程しようとしています。今後、市の負担がどのくらいになるのかははっきり分からない状態で、住民にどう判断しろというのでしょうか？

■「西予市民病院、野村病院、つくし苑の指定管理者を公益社団法人地域医療振興協会とする」との決定を下した指定管理者選定委員会に対して、市当局が提供した判断材料が極めて不十分である。

①業者選定に当たって、非公募の条件に該当しないにも関わらず、公募していない。指名による選定としても、複数の業者の比較も実施していない。

②指定管理料の上限を設定していない。

ア. 4億8千万円は、地域医療振興協会（以下協会）の収支計画による協会の要望額となっている。

イ. 国・県からの交付金、補助金の扱いも不明である。

③設備、器具等の購入及び使用について、指定管理者が負担すべき部分が全くない。

ア. 新規購入について、協会が負担する金額の設定がなく、すべてが市の負担となっている。にもかかわらず、収支計画書には、経費として減価

償却費を計上している。

イ. 通常、病院の指定管理者は、従来の設備の使用に対する負担金及び新規購入の設備に対する負担金を一定割合、支払うことになっているが、全く不明である。

④通常、候補が1者の場合でも、評価基準に基づき配点し、合格点に達しなければ選定できないが、評価基準及び合格基準についても設定していない。

■原則として、指定管理者選定委員会が決定した相手と議決前に仮協定を締結することになっているが、その事務を行っていない。それどころか、指定管理者との協定項目すら不明のまま、議案として上程している。

すべてにおいて、「詳細は、指定管理者が決まった後で決定する。」の構えで、指定管理者決定の判断となる「指定管理料」、「市や指定管理者の負担」などが示されていません。今後、地域医療振興協会いなるの基本協定、年次協定を締結することになり、西予市財政を棄損する恐れがあります。

結局、指定管理者を決める選定委員会でも具体的な契約内容は示されないまま、地域医療振興協会への委託が決定され、議会に提案されました。

総務省の『「公立病院医療提供体制確保支援事業」』は、あくまでも協会の知見を持って将来の運営を助言するもので、地域医療振興協会への指定管理がセットになったものではない。指定管理者制度導入の判断は、あくまで西予市になっている。」との見解も踏まえ、「住民の会」は、西予市の事務手続きは、公務の公平性や透明性、財政の健全性を損なう不適切な事務であるとし、再度、適正な事務処理を要求する「事務監査請求書」を提出しました。

10 6月議会で否決

6/27（木）西予市議会は、6月定例会議で「病院等の地域医療振興協会への指定管理の理事者提案」を否決しました。6/21西予市議会「地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会」で賛成7・反対9で否決され、6/27本会議でも賛成8・反対9で否決されました。この結果は、これまでの西予市職労と住民の会である「西予市立病院などを守る会」（以降「守る会」）などのとりくみの

成果です。直前の4/28市議会議員選挙を経ての議決は、西予市民が「2病院・1施設の民間委託ノー」を表明したといえます。

11 西予市職員労働組合の取組

2023年2月24日、西予市長が突然「市立病院(市民病院・野村病院)と市立介護施設(つくし苑)の指定管理者制度移行=民営化をめざす方針」を表明し、1年以上が経過しました。当初の3月実施の住民説明会では「重大な事案を申請後に知らされ、ショックが大きい」「現場の士気は下がり、人材損失につながる」「白紙に戻すべきだ」と批判が相次ぎ、管家一夫市長は「具体的な方向性が決まるまで行政が突き進むことはない」と答えました(3/11愛媛新聞)。その後、地域では4月に「守る会」が結成され、「指定管理者制度導入=民営化中止を求める署名」や昨年8月「地域医療講演会・いっしょに考えよう西予の医療」や今年5月「これからの西予市の医療・介護を考える学習講演会」などが取り組まれました。市主催2024年1/23~2/2地域別住民説明会でも住民からは疑問や反対の意見が飛び交い、納得いく説明を求める声が続出しました。

市立病院・施設の職員が加入する西予市職労は、2023年3月の執行委員会で「指定管理者制度導入=民営化に反対」の方針を確認し、以降医療介護支部が軸となり27回超の支部執行委員会、定期大会、職場学習会や職員アンケート、4度の団体交渉実施、市長との懇談会、病院長との懇談、3度の議員懇談と議員個別訪問、四国ブロック総務省要請参加など様々な活動に取り組んできました。この間の団体交渉や労使協議で、市理事者は「指定管理が最善」と固執し「検討」も「情報提供」も積極的に取り組まない不十分・不誠実な対応を続けており、現時点で互いの一致点を見出せず、現場職員には当局に対する不信感が募り、その諦めから離職退職へ向かう職員が続出、残された職員に過重負担がかかる過酷な業務となっています。

「職員の声」(アンケート自由記載/一部抜粋)

●今回のことで人生が変わりました。市は言ってる事とやってる事が違いすぎます。●人生狂

わされました。今より良くなると思えば反対しませんでした。今以下になっています。●50代で中学生・高校生と高齢の母を養わなければいけないのに、不安しかありません。せめて就職支援や退職保障くらいしてほしい。●市に対して信用がなくなってしまった。市外で働いていたが、地元である西予市に戻ってきて働いていたが、このようなことになるのなら帰ってくるのではなかったとハッキリ思う。●退職に追い込まれているのに、この時期になっても退職に関する話もなければ、給食業務がどこの委託会社に引き継がれるのか情報も報告もない。●市の都合による解雇であるのに整理退職に持ち込もうとしている。何も説明がないことに不服を申し立てます。●同じ西予市の職員なのに、医療従事者だけこのような冷遇を受けなければならないのでしょうか?●経営ができない状況になったのは病院職員のせいではないと思う。なぜ私たちだけが?●先日の協会との面談では「健康な方を採用したいので、あなたは必要ありません」とあからさまに言われている様な気持ちになりました。年齢が高い職員は切り捨てられる採用方法だと感じます。●協会との面談で正職員を希望していた仕事のできる人が落とされ、気持ちが沈み、仕事に影響が出るほどやる気を失っている。●来年3月31日までは私たちは市の職員です。最後まで責任を持ってください。誠意を見せてください。それが市長の務めです。●市長・西予市は最後の最後まで、見捨てられた私たちのためにできることを考えてほしい。●市長は説明会等で「職員は皆さんに残ってもらおう」と豪語していましたね。協会に残って働きたいのに働けなくなった方達への対策を早急に発表してほしい。●市長は「協会に残って地域医療を支えてください」と職員に言ってきたが、これだけのことをして職員に「謝罪の言葉」もない。職員が足りなくて二次救急もできなくなると、市長はどう責任をとるのか。●7月に指定管理が決まってから、市長は何も言わない。(ほか「多数の声」あり)

西予市職労は《基本要約》①市直営でのあらゆる

る方策の検討、②昨年2月以降退職が続いている人材確保の具体的対策の実施、③市長の議会答弁「職員の処遇を巡り乖離がある場合は制度導入を見送る。職員の理解が進まなければ制度導入可否の判断時期も延期する」の履行、などと、職員の不安解消のために、仮に民営化された場合の《職場要求》①現給保障、②退職金制度の維持、③退職時の特別昇給、④休暇制度の現状維持、⑤市の「仕様書」・受託予定者の「事業計画書」提示、などを堅持してたたかい続けてきました。

引き続き西予市職労は西予市の地域医療福祉を守るため、「要求書」を提出し交渉による要求実現とあわせて、他県事例の学習や市民病院・野村病院での経営・業務を改善するための学習や情報収集も行うなど、最後まであきらめず、闘う方針を固めて取り組んでいます。

12 7月臨時議会

7月22日、西予市議会は臨時会で、6月定例会で否決した「地域医療振興協会を指定管理者とする」議案を、反対8、賛成9で可決しました。6月定例会で否決された議案と全く同じ内容で、市長は提案理由として、「人材不足により現場の疲弊が進み、問題の先送りは限界にきており、時間的な猶予はない。」と説明しました。しかし、突然の民間委託方針で、医師やスタッフの退職を招いたことへの反省や責任をもって住民のいのちを守る自治体の長としての姿勢は全くありません。さらに、この間の議員選挙や6月定例会での議決で明らかになった住民の意思を、「住民は全く分かっていない。」と言わんばかりです。

13 今後の課題

住民の意思に関係なく、議会の数合わせだけで無理やり「指定管理者制度導入」を決定し、これで終わったつもりの西予市ですが、今後の西予市の医療を考えると問題は山積しています。しかし、現時点（12月初旬）でも、その問題の解決は職員や住民には知らされていません。

■野村病院の後医療

無床診療所に移行するにあたり、まず、40人以上の入院患者をどうするかです。そのまま来年3月までに西予市民病院に移し替えて0人にできるとは思えません。また、併設している介護施設「つくし苑」との連携です。隣にいつでも入院可能な野村病院があればこそ安心して入所できていましたが、今後はそういうわけにはいきません。少なくとも「つくし苑」の入院は受け入れるなどの特例の措置が必要です。

■西予市民病院の新体制

3病棟（現在2病棟のみ使用）、許可病床（一般109、療養43、感染症2）の内、来年4月からどのように病棟と病床を運用する予定なのか、その際の夜勤体制を確保できるのか。さらに、この指定管理者制度導入の理由としていた「2次救急の西予市民病院への集約」後の毎日の救急体制をどう組むのか。これらの体制を確保するために、どれだけの夜勤要員が必要なのかも明らかにされていません。

また、西予市民病院、野村病院共に4月からの診療科目についても明らかにされていません。

■分限免職される職員の処遇

この指定管理者制度導入にあたり、分限免職される職員は、「394人（8/1時点、正規224人・会計年度170人）にのぼります。西予市は当初から、市の職員として残る道を閉ざし、西予市に失望し退職の意思表示をする職員が続出しているにも関わらず、「西予の医療のために残って頑張ってもらいたい。」の一言だけでした。

職員労働組合との団体交渉や文書回答での姿勢も「市が職員に残ってもらう努力をする姿勢がまったく見えない」「市は人員確保や施設運営計画を協会（指定管理者「地域医療振興協会」）に任せきり、協会の言いなりの姿勢」「市は現在の職員全員を雇用継続する約束をせず、『協会のご理解ください』では、使用者として無責任すぎる」「職員に責任はなく、最低でも『解雇せざるを得なくなった市長の謝罪』が必要」等々“怒りの声”が噴出しました。

地域医療振興協会による個人面談が、9月中旬

から始まり、協会移行時の本俸等が示され、雇用の内示、承諾の手続きが進んでいます。労働組合として、「希望者全員の雇用の確保」「各自の現給保障の金額や期間の確認」「各自の職務経歴や前歴換算に間違いがないかの確認」「現給保障や退職時特別昇給、休暇制度の継続・確保など、現行の処遇を引き下げないことを引き続き要求する」ことを追求しています。

14 おわりに

■合併自治体の財政難

2001年、小泉内閣（当時）は、「骨太の方針」を打ち出し、地方交付税に絡む「アメとムチ」で懐柔し、全国の自治体はいやおうなく合併へと追い込まれていきました。この「平成の大合併」により、1999年4月に3,229あった市町村は、2010年4月には1,727にまで減少しました。2000年代から本格化した経済のグローバル化は、国内の工場の閉鎖・縮小や農業や地場産業の衰退を引き起こしました。このグローバル化への対応として、構造改革政策とともに展開された大合併は、人口減少や超高齢化もあいまって地方財政の危機を深め、地域経済の疲労を一層進めることにつながりました。

愛媛県では、1999（平成11）年3月31日現在で、市町村が70ありましたが、68の市町村が合併し、18市町に再編。合併していない2町を含め、県内は11市9町の20市町となりました。今、各自治体は合併から20年が経過し、地方交付税の優遇措置、合併特例債などの廃止による歳入減、周辺地域の人口減、それに伴う税収減による財政危機に直面しています。

さらに、日本の農業政策、林業政策が追い打ちをかけています。特に第1次産業が主体となっている愛媛県南予地域や中山間地では、この問題が顕著に表れています。西予市は、三瓶町、明浜町、宇和町、野村町、城川町の5町が合併し、西予市となりました。この宇和海から高知県との境までの広大で起伏に富む自治体が、すべての住民に均等なサービスを提供するためには、国・県による丁寧な地方財政に対する政策が必要です。

■地域で働く医師不足

医師が都市部に集中し、一方、地方では深刻な不足が続いています。医師の数は、この間増加していますが、医療ニーズも加味した人口当たりの医師数では、最多の東京都と最少の岩手県で1・9倍の差があります。

国はこれまで、大学病院から過疎地への派遣や地方病院への財政支援などで、地域の医師確保に取り組んできました。2008年度からは大学医学部の定員に、卒業後の地方勤務を義務付けた「地域枠」を設け、若手医師の定着を図りましたが、不足を補う決め手にはなっていません。

現在、財務省は全国一律の診療報酬の見直しを提案しています。医師が多い地域の単価を下げることで、都市部で働くメリットを減らすというものです。また、厚生労働省は診療所の開設を知事の許可制にしたり、地域ニーズの高い診療科の設置を要件としたりする考えを示しています。しかし、そもそも医師の絶対数が少ないにも関わらず、このようなディスインセンティブな制度を導入することは、美容外科などの自由診療へ若手が流れてしまうことにつながります。

このままでは、地域医療が崩壊してしまいます。医師不足を解消し、かかりつけ医から専門医まで診療科ごとの必要な人数を算出し、確保する仕組みを作ることが求められています。

■「公立病院医療提供体制確保支援事業」

国（総務省）は、「公立病院医療提供体制確保支援事業」を2021年度に創設しました。あくまで経営改善に向けたアドバイス事業と回答していますが、そのアドバイスが地域医療振興協会の指定管理者受託と結びついているのは、この間の事例から見ても明らかです。この二つの地域医療に関する問題を解決することなく、疲労困憊する地方を追い込むような制度は、一刻も早く廃止するかアドバイスと指定管理者の受託を完全に切り離すなどの大幅な改正が必要です。

（もりが しゅんじ）